表1. 回答者属性（327名回答）

|  |  |
| --- | --- |
| 経験年数 | 人数 |
| 5年未満 | 55 |
| 5～10年 | 76 |
| 11～15年 | 60 |
| 16～20年 | 57 |
| 21年以上 | 76 |
| 未回答 | 3 |

|  |  |
| --- | --- |
| 専門医・指導医資格の有無 | 人数 |
| あり | 137 |
| なし | 187 |
| 未回答 | 3 |

|  |  |
| --- | --- |
| 現在の勤務形態 | 人数 |
| 専属 | 145 |
| 非専属・教員等 | 179 |
| 未回答 | 3 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業場の従業員数 | 人数 |
| 50人未満 | 4 |
| 50～99人 | 26 |
| 100～299人 | 68 |
| 300～499人 | 32 |
| 500～999人 | 51 |
| 1000人以上 | 138 |
| 未回答 | 8 |

表2. 回答者が勤務する主な事業場の業種（日本標準産業分類より、改編）有効回答308名より

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 人数 |
| 建設業 | 5 |
| 製造業 | 152 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 11 |
| 情報通信業 | 26 |
| 運輸業、郵送業 | 12 |
| 卸売業、小売業 | 9 |
| 金融業、保険業 | 9 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 2 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 19 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1 |
| 教育、学習支援業 | 12 |
| 医療、福祉 | 21 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 10 |
| 公務（他に分類されるものを除く） | 11 |
| その他 (具体的に) | 8 |

その他：大学、開業、ゲーム商品開発など

表3. 「所見のあつた者」の人数カウントについて（有効回答321名）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 人数 |
| 健診機関が作成した集計表をそのまま利用してサインをしている | 205 |
| 産業医が臨床上（個人の健康管理上）有所見と判断した人数 | 80 |
| 産業医が就業上（会社の管理上）有所見と判断した人数 | 24 |
| その他 （具体的に） | 12 |

その他：「健診機関の判定で経過観察以上の人数」、「産業医や健康管理センターが決めた判断値に基づき集計した人数」など

表4. 「医師の指示人数」の人数カウントについて（有効回答３２５名）複数回答可

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 人数 |
| 健診機関が作成した集計表をそのまま利用してサインをしている | 167 |
| 産業医が、当該労働者に生活習慣の改善を指示した人数 | 68 |
| 産業医が臨床上（個人の健康管理上）医療機関の受診を指示した人数 | 114 |
| 産業医が事業者に対して就業上の意見を述べた人数 | 49 |
| その他（具体的に） | 19 |

その他：「グループ企業統一の基準を設定している」、「自社の健康管理センターで決定した基準に基づき算出している」、「保健師が生活習慣の改善を指示した人数」、「衛生管理者が目を通して明らかに受診が必要ない者だけを健診機関の集計表の人数から除いている」など

表5. 国のデータベースとして、また他社とのベンチマークとして今後活用していく上で、有用と思われる「有所見」の基準（有効回答３２４名）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 人数 |
| 臨床ガイドライン等に基づく基準 | 132 |
| 本人が自らの健康管理のために、生活習慣を改善すべき基準 | 68 |
| 本人が自らの健康管理のために、医療機関を受診すべき基準 | 30 |
| 会社が保健指導（日常生活、食事指導、運動指導など）を実施すべき基準 | 46 |
| 会社が作業関連疾患を防止するために、精密検査など受診勧奨すべき基準 | 29 |
| 就業配慮・就業制限を目的とした医師等による面接指導を実施すべき基準 | 10 |
| その他（具体的に） | 9 |

その他：「人間ドック学会の要経過観察以上」や「人間ドック学会の要医療以上」など

表6. 国のデータベースとして、また他社とのベンチマークとして今後活用していく上で、有用と思われる「医師の指示」の基準（有効回答３２４名）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 人数 |
| 臨床ガイドライン等に基づく基準 | 74 |
| 本人が自らの健康管理のために、生活習慣を改善すべき基準 | 28 |
| 本人が自らの健康管理のために、医療機関を受診すべき基準 | 80 |
| 会社が保健指導（日常生活、食事指導、運動指導など）を実施すべき基準 | 36 |
| 会社が作業関連疾患を防止するために、精密検査など受診勧奨すべき基準 | 60 |
| 就業配慮・就業制限を目的とした医師等による面接指導を実施すべき基準 | 41 |
| その他（具体的に） | 5 |

その他：「実際に医師が指示した人数」や「特定健康診査の基準」など